平成２３年（フ）第２３１７号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地８８・９ハイツ５号
債務者　川口　英行
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２２号
札幌市中央区南18条西９丁目２―７―205号、住民票上の住所札幌市中央区南19条西８丁目１番35―302号
債務者　杉浦　直子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２８号
札幌市西区八軒６条東３丁目１番10―305号
債務者　柴田　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３２号
北海道千歳市末広３丁目１番12号
債務者　秋田智恵子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７２号
札幌市白石区東札幌１条６丁目１番１―106号
債務者　板敷　真弓（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７６号
札幌市西区西野７条８丁目12番７号　ベーシック78―101号
債務者　阿部　恭代
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
北海道紋別市大山町２丁目37番地の82
債務者　柳谷　錠範
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道紋別市大山町２丁目37番地の82
債務者　柳谷　和美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第１３号
北海道紋別市港町５丁目１番３号
債務者　藤井　直一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第５０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢明道31番地２
債務者　小原千代子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２９１号
群馬県高崎市箕郷町矢原155番地17
債務者　戸塚　弘幸
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６１４号
埼玉県狭山市大字水野747番地の６
債務者　菊池　裕二
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２３号
埼玉県所沢市上新井２丁目６番地の５　セントヴァレー103
債務者　風間　京子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２６号
埼玉県川越市大字並木67番地１　千代田サンライズマンションＢ棟103号室
債務者　近藤　玲子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３７号
埼玉県入間市豊岡５丁目２番　35―224号
債務者　岡　　康彦
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８５号
埼玉県熊谷市田島275番地１
債務者　栗原　容子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８６号
埼玉県熊谷市田島275番地１
債務者　栗原　　満
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９９号
埼玉県東松山市神明町２丁目13番４号　グランツＤ103号室、住民票上の住所埼玉県飯能市大字双柳1483番地５
債務者　新井　季之
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部